

提出書類内訳	正 本	副 本	注意事項
登録申請書 (第一面)	○	○	登録申請者が個人であって、管理建築士でない場合は本籍の記載のある住民票の写し(原本)を提出。交付日から6か月以内のもの。個人番号(マイナンバー)及び住民票コードが記載されていないものになりますのでご注意ください。
(第二面) 所属建築士名簿	○	○	建築士事務所に所属し設計業務等をする建築士、全てを記入。
(第三面) 役員名簿	○ (法人のみ)	○ (法人のみ)	登記事項証明書に記載されている役員(業務を執行する社員、取締役、社外取締役、代表権を有する支配人、もしくはこれに準ずる者)全てを記入。監査役は除きます。
【※1】 業務概要書 (複数枚、両面印刷・可)	○	○	更新は前回の更新登録日以降からの建築士事務所として行った業務について記載すること。また、建築士事務所として実績がないときは「なし」と記載すること。
略歴書	○	○	「登録申請者」と「管理建築士」が異なる場合は、両者の略歴書を提出。
誓約書	○	○	登録申請者が法人の場合は、法人名・代表者の役職・氏名を記載すること。
建築士免許証の写し	○	○	所属建築士名簿に記載されている方全て提出。構造/設備設計一級建築士の場合にはその写しも添付すること。
管理建築士の 住民票の写し (原本のことです。)	○		交付日から6か月以内のもの。個人番号(マイナンバー)及び住民票コードが記載されていないものであること。
管理建築士の 「管理建築士講習の修了証」 の写し	○	○	管理建築士は、建築士法第24条第2項に規定する課程(管理建築士講習)を修了した者でなければなりません。※定期講習ではありません。 管理建築士講習については、青森県建築士事務所協会(Tel017-773-1596)までお問い合わせください。
【※2】 定款(写し)	○ (法人のみ)	○ (法人のみ)	「現行定款と相違ない」旨を記入してください。 例：この写しは原本と相違ありません。 令和〇〇年〇月〇日 青森県青森市安方二丁目9番13号 青森建築設計株式会社 代表取締役 青森 太郎
登記事項証明書(原本) (履歴事項全部証明書)	○ (法人のみ)		交付日から6か月以内のもの。

【窓口や手数料については、次のページをご確認ください。】

1. 申請窓口：一般社団法人 青森県建築士事務所協会
2. 提出書類：提出書類の内訳は前表の通りで、正本1部、副本1部。（○印のついたものを添付）
3. 次の指定金融機関への振込をお願いいたします。

金 融 機 関：青森みちのく銀行新町支店

口 座 番 号：普通預金22935

口 座 名 義：社団法人青森県建築士事務所協会

手 数 料：**一級・二級・木造建築士事務所の区分なく 26,000 円**

- * 銀行振込控の写しを建築士事務所登録申請書（正本）の裏面に貼付してください。（コピー可）
- * 手数料のご入金を確認後に手続きになりますのでよろしくお願いいたします。

～注意点～

提出書類の印刷は黒色をお願いします。

※業務概要書について

前回の更新登録時以降に建築士事務所で行った業務を新しいものから全て記載してください。
新規登録の場合は原則提出不要です。また、更新登録する建築士事務所の実績のない場合は『なし』とご記入ください。

但し、新規申請でも以下の場合においては業務概要書をご提出ください。

- ① 有効期限が満了した後に新規の登録の申請をするとき。
- ② 登録申請者が個人から法人又は法人から個人に変更する場合で新規の登録申請をするとき。
- ③ 建築事務所の別を変更する場合で新規の登録申請をするとき。
- ④ その他必要と認められるとき。

※定款(写し)について

原本証明は、注意事項にあるとおり最終ページ等の余白に「**現行定款と相違ない**」旨を記入してください。

例：この写しは原本と相違ありません。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
青森県青森市安方二丁目9番 13 号
青森建築設計株式会社
代表取締役 青森 太郎

※登記事項証明書について

必ず、**履歴事項全部証明書**をご提出ください。（現在事項全部証明書では受付できません。）
インターネット「登記情報」を印刷したものは、受付できません。

※更新の申請手続きでは、登録事項の変更や所属建築士の変更はできません。更新の登録申請書とは別に、登録事項変更届や所属建築士変更届の提出が必要です。

ご不明な点がございましたら、（一社）青森県建築士事務所協会（Tel：017-773-1596）まで